

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 公共測量の実施（四件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……一
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……三
  - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……四
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……五
  - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……（同）……七
- 告示**

●東京都告示第千五百六十九号  
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に  
おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長  
から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条  
第三項の規定により告示する。

●東京都告示第千五百七十一号  
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に  
おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市  
長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条  
第三項の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日	東京都知事 猪瀬直樹	一 測量施行者 府中市
平成二十五年十月十八日から同年十二月一日まで	東京都知事 猪瀬直樹	二 測量の種類 公共測量（地籍調査）
北区赤羽台四丁目地内	東京都知事 猪瀬直樹	三 測量の区域 府中市小柳町五丁目地内
平成二十五年十月十八日から平成二十六年三月七日まで	東京都知事 猪瀬直樹	四 測量の期間 平成二十五年十月二十八日から平成二十一年三月七日まで
●東京都告示第千五百七十二号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、稲城市 長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条 第三項の規定により告示する。	東京都知事 猪瀬直樹	一 測量施行者 稲城市
平成二十五年十一月十八日	東京都知事 猪瀬直樹	二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
北区赤羽北二丁目及び赤羽北三丁目各地	東京都知事 猪瀬直樹	三 測量の区域 稲城市地内
平成二十五年十月十八日から平成二十六年三月七日まで	東京都知事 猪瀬直樹	四 測量の期間 平成二十五年十月二十八日から平成二十六年三月七日まで

●東京都告示第千五百七十三号 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条 第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百五 十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、 同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定によ り、次のとおり告示する。	東京都知事 猪瀬直樹	一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区湊二丁目 平成二十五年十一月十八日
●東京都告示第千五百七十一号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市 長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条 第三項の規定により告示する。	東京都知事 猪瀬直樹	一 測量施行者 府中市

東京都知事 猪瀬直樹

## ● 東京都告示第千五百七十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條  
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

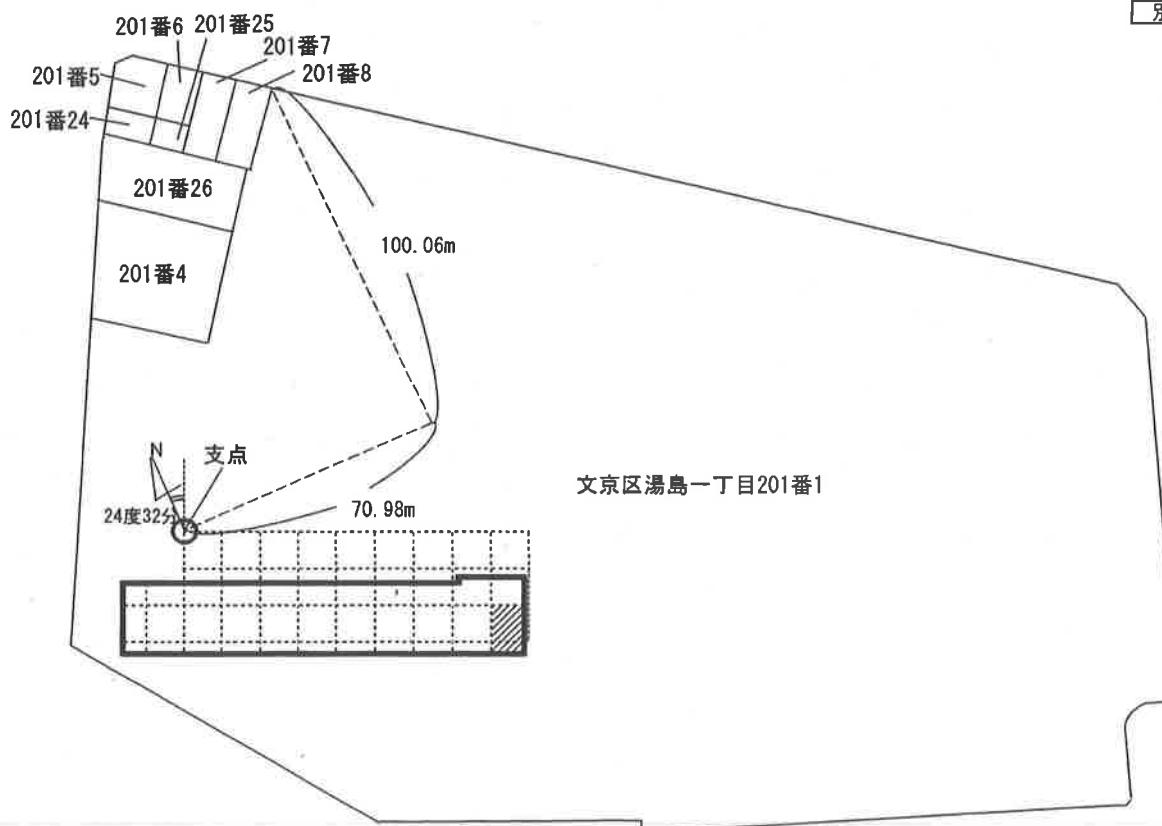
平成二十五年十一月十八日

東京都知事 猪瀬直樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区湯島一  
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号）第三十二条第一項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 硫素及びその化合物

別図



## &lt;凡例&gt;

- 単位区画境界線
- 算境界線
- 調査範囲
- 形質変更時要届出区域

## &lt;支点&gt;

- 支点は、文京区湯島一丁目201番1の最北端から南へ100.06m、西へ70.98mの位置とする。  
<格子の回転角度> 24度32分  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行し  
て10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角  
度を示す。